

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 8 年度 第 1 回 飯塚市自然環境保全対策審議会
開 催 日 時	令和 8 年 8 月 20 日（木）
開 催 場 所	飯塚市役所 本庁 6 階 教育委員会会議室
出 席 委 員	馬奈木委員、平嶋委員、菅野委員、高倉委員、荒川委員
欠 席 委 員	河委員
事 務 局 職 員	市民環境部 田中部長 環境整備課 尾形課長、一番ヶ瀬課長補佐、手島
会 議 内 容	【事務局】 ～開会のあいさつ～ 【議長】 それでは、議題の 1 番「筑穂元吉の土砂埋立事業について」事務局の説明を求めます。 【事務局】 前回審議会では、土砂埋立て事業地に隣接する「デイケア施設の開発事業地」との境界部分の土砂搬出を最優先で進めるよう、県とともに指導を継続すること、境界付近に土砂搬入禁止の看板を増設し、境界部分への搬入は確認されていないこと、令和 8 年 2 月に都市計画側の開発事業地に、福岡市の発注した公共工事の残土が搬入されたことなどをご報告しておりました。 それでは資料 1-1 をお願いします。 令和 8 年 4 月 7 日に福岡市に確認したところ、隣接する都市計画開発事業地に搬入された公共工事の残土については、令和 8 年 3 月 26 日に全量撤去を完了しているという報告をいただいております。 それ以降の土砂埋立事業地の現状としては大きな変化等はあっておりませんでした。6 月 24 日から大雨による影響が出ております。 時系列の 6 月 25 日からは、大雨による現地立入の状況等について記載しております。 詳細につきましては、写真でご説明いたします。 資料 1-2 の現地写真をご覧ください。 こちらは事業地内の天場に登る車両の通路部分の写真でございますが、大雨により、通路左手の盛土部分が一部崩落し、通路に流れ出ている状況でございます。上の写真では見られない流れ落ちた土砂や草木が流れ落ち

て、道の右側の方に緑が若干なくなっている状況がございます。

次に、資料 1-3 の写真をお願いします。

こちらは、事業地北側、日鉄側の法面になりますが、こちらにつきましても大雨により一部崩壊している状況でございます。この崩れた場所と太陽光パネルとの間に道が通っており、そこに一部流れている状況がございました。こちらについては、通路の所有者と事業者で話し合われまして、道に流れている部分の土砂の搬出については完了していることを確認しております。

次に、資料 1-4 の写真をお願いします。

こちらは、事業地南側になりますが、先ほど申し上げました車両の通路部分の土堤が大雨により一部崩れました。

その崩れた部分から土砂が流出した写真が 1-4 の上の写真になります。法尻にモルタル吹付の水路を整備しておりまして、流出した土砂につきましては、防災工事をおこなっていた事業地内の水路にとどまっている状況ですので、場外への流出はあっておりません。

1-4 の下の写真は、8 月 6 日の写真ですが、水路に溜まった土砂の浚渫作業に取り掛かっている状況でございます。

資料 1-5 の写真をお願いします。

1-4 の土砂流出した部分には、元々は土堤が造られていましたが、大雨により土堤の一部が崩れたことにより、水路まで土砂が流出したものと思われまます。上の写真が、先ほど申し上げたこの土手が一部崩れた写真となっております。当然この土手を修復しない限りは、また同じような状況が発生してくる可能性が多くございますので、県の指導によりまして、8 月 6 日の現地確認の際には、土堤の修復作業が完了しております。

時系列には入っておりませんが、本日午前中に当課で現地立入を行った際には盆を挟んだ関係で大きな進捗は見られませんでした。盆前の現地立入と比較して大雨で水路に流出した土砂の浚渫が進んでいる状況でありました。

なお、こちらの南側につきましては付近に民家もございますので、本日の現地立入後にも状況の説明を行っております。

【議長】

ご意見等がありますか。

【委員】

今後同様の新規事業を他の場所で行う場合、認めるのですか。

【事務局】

本事業については福岡県の土砂埋立て条例の許可を得て行っている事業になっております。なお、飯塚市自然環境保全条例につきましては、土砂の埋立行為の許可権はなく、届出制となっております。

あくまで本事業については平成 30 年に県が許可出して、開始した事業になりますが、その後盛土規制法が新しくできております。当然許可するにも、以前より厳しい条件が付されているとは思いますので、今後同様の事業がもし行われるのであれば、盛土規制法に基づいて許認可の判断がなされることとなります。

また、令和 8 年 4 月から、この事業で許認可もらった県の土砂条例については、上位法である盛土規制法ができましたので、県の土砂条例は廃止されております。そのため、今後の新規事業については盛土規制法に基づく許認可を受けた事業になると考えます。

【委員】

本事業地について土砂搬入は終わっていると思うが、水路等を作らないといけない部分がまだ作られていない。こういった状況が続いています。

今の計画でいつまでこの事業やるのか、また、事業者の対応どうなっているのかわかってない状態であり、地元の方は今後の事について不安を感じていると思うので教えていただければありがたい。

【事務局】

土砂埋立事業地内については、令和 4 年 8 月 5 日に県から土砂搬入中止命令が出ておりますので、一切搬入は許されません。

ただ先ほど説明した隣接する都市計画のディケア施設については開発の申請が出ておりまして、重機が動いている状況です。

本条例の事業地については以前から土砂を早く出すように県も指導続いているところでございます。

【委員】

県は指導はしてるが、指導はしてると言いながら、もう何年もたっている。いつまでに土砂を搬出させて、高さを抑える工程がどうなっているのか。また、土砂を出さないとその水路を作れないのかどうか。そういった工程が出ているのかないのか教えてください。

【事務局】

先ほど土砂搬入中止命令と同じ令和 4 年 8 月 5 日付けで防災対策の措置命令も出ております。

我々が認識している履行期限は、令和 5 年 6 月末までの期日ですので、我々からすると期限を過ぎているとの認識ではあるが、これは県がどう判

断するかになります。

ただ土砂搬出するにしてもその搬出先が必要になるため、搬出先についても、県が事あるごとに確認を行っており、少しずつではあるが搬出は進んでいる状況です。

【委員】

県が生ぬるいというか、もう期限が３年過ぎて、工事をしているような雰囲気は見せても搬出が伴っていないので、県がきちんと対応してくれないと困る。期限をきちんと決めて、事業者にも工程をきちんと作ってもらって工程に基づいて事業を進めるよう市からも県に対してお願いして欲しい。

【事務局】

資料の 1-1-1 を開いていただいてよろしいですか。

県も我々と一緒に現地立ち入りを行っているため、県の指導の内容は重々承知はしているが、周辺住民の方も大雨によるこういった状況を危惧しているため、飯塚市から飯塚農林事務所宛に、今以上に事業者に対して強く指導をしていただくように申し入れを行っている状況でございます。

県も我々の意向を理解していただいていると思いますので、県から強く指導していただいて、少しでも早くこの事業が完了するように依頼をしているところでございます。

【議長】

これ以上何をするのかということになると代執行をやるか、それとも刑事告発でやるか両方やるか、ということでそれ以上の手段はないですね。

ただ代執行は県民の税金を使ってやるわけですから、代執行までというふうに言うのはやっぱり難しい問題があるとおもいます。

そういった事情はいろいろ検討されているんだろうなということが考えられるが、県に対しては今後とも、早くやるようにお願いしたいということではいか。

【事務局】

今後も県と連携した対応を行いたいと考えております。

【議長】

ありがとうございます。他に何かございますか。

【委員】

なし。

【議長】

それでは、次の議題の２番「桂川町における産業廃棄物処理施設設置事業について」事務局の説明を求めます。

【事務局】

資料 2-1 をお願いします。前回の審議会では、環境調査完了後に福岡県に対して、定期的に紛争予防条例上の手続きの進捗を確認しているものの動きがないとの回答を得ている旨のご報告しておりました。

前回の審議会以降も適宜、進捗状況の確認を行っておりますが、今のところ環境調査書は提出されておらず、条例手続き上の進捗がない状況が続いております。前回の審議会においては、桂川町議会主催の学習会が２月 21 日に開催され、本市からも出席した旨を説明しておりましたが、第 2 回学習会が 4 月 25 日に開催されましたので、本市も傍聴者として出席いたしました。

第 2 回についても第 1 回と同じく、飯塚市の内住の産廃問題にも関わられた 2 名の先生が講師として招かれており、学習会の主な内容といたしましては、事業者による説明会開催の要望に関すること、ダイオキシンの排出基準について、井戸水に関すること、事業計画における進捗状況について、事業をさせない、できないようにすることができるのかなどといった議論がおこなわれました。

また、事業計画地周辺の大将陣公園付近については、以前、炭鉱が盛んであった場所でございますので、大将陣公園を含む飯塚市が所有する土地 3 筆について、今回、経済産業省に地下の石炭採掘状況の照会と分けて分りやすく言うと坑道調査を依頼いたしました。

その結果、依頼した 3 筆につきましては、採掘した実績はない、坑道は通っていないとの回答をいただいております。

まだ正式に環境調査書の提出があっていない状況ではございますが、以前から申しあげておるとおり今後進捗がありましたら審議会を開催させていただいて皆様からもご意見をいただきたいと考えております。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

【議長】

まだ事前協議の段階で問題点が解決していないとの状態ではないか。

ただ県との間で事前の協議が固まれば、一気に申請という話にもなってきますので情報があれば、きちんと検討していただきたい。

【委員】

桂川町がやったような学習会は飯塚では開催しないのですか。

【事務局】

いまのところ予定はございません。

桂川町であった学習会の中で、講師から桂川の町民の方と飯塚市民とが連携して事業者に対する意見を言えるように連携して勉強していくのがいいといった話があったところでございます。

【議長】

学習会は桂川町民に限定されてないのか。

【事務局】

限定されておらず、穂波地区の自治会等にも声掛けがあっている様子でございます。

【委員】

飯塚市が主催した勉強会等は考えてないのか。

また、桂川町の勉強会の主催は桂川町なのか。

【事務局】

桂川町の議会が主催で行っているものでございます。

【議長】

事業地が桂川町のため、現時点では飯塚市では情報の詳細がないため現時点では開催できないのではないのでしょうか。

今後事業内容の詳細が分かれば本審議会でも議論はできるのではないのでしょうか。

【事務局】

桂川町議会が主催の学習会の流れとしては、桂川町議会主体から当事者である住民の方を主体としたものにしようとなっています。

2 回あった学習会で講師の方が言われていたのは、当事者である住民の方たちが皆さんで団結して、本気でやらないと勉強はできませんよということでした。さらに、やっぱりその輪が広がる必要があるので、飯塚市民と一致団結して行きたいということがあったので、そういうお声掛けなりそういう団体ができ、そこに賛同されるのであれば、飯塚市民も加わって、やっていくとというのが学習会かなと思っています。

また、市の方で何か情報があれば提供することができますが、一番は事業者さんが住民の方たちに、実際に説明をしていくというのが、一番詳しい内容になると考えております。

	今後、市に情報が来れば本審議会でもご審議いただければと思います。 【議長】 ありがとうございました。その他何かありますでしょうか。 ないようでしたら、以上で本日の議事はすべて終了いたしました。慎重審議をいただき、ありがとうございました。 それでは、事務局にお返しします。 【事務局】 ～閉会の挨拶～
会 議 資 料	・ 筑穂元吉土砂埋立事業について【資料 1】 ・ 桂川町における産業廃棄物処理施設設置事業について【資料 2】
公開・非公開の別	1 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 0 人)
そ の 他	

令和 8 年度 第 1 回 飯塚市自然環境保全対策審議会 次第

日時：令和 8 年 8 月 20 日（木）

午後 2 時 00 分

場所：本庁 6 階 教育委員会会議室

議 題（報 告 案 件）

(1) 筑穂元吉土砂埋立事業について【資料 1】

(2) 桂川町における産業廃棄物処理施設設置事業について【資料 2】

(3) その他

令和 8 年度 第 1 回 飯塚市自然環境保全対策審議会 次第

日時：令和 8 年 8 月 20 日（木）

午後 2 時 00 分

場所：本庁 6 階 教育委員会会議室

議 題（報 告 案 件）

(1) 筑穂元吉土砂埋立事業について【資料 1】

(2) 桂川町における産業廃棄物処理施設設置事業について【資料 2】

(3) その他

資料1

筑穂元吉土砂埋立事業について

- ・時系列 【1-1】
- ・現地写真【1-2 ～ 1-5】

事業の経過 (筑穂元吉土砂埋立事業)

1-1

年月日	内 容
R8. 2. 25	●市議から入電（情報提供） 福岡市東部下水道課が野見山へ土砂を搬入しているとのこと。事務所を訪問したとのこと。
R8. 2. 27	●現地確認（市） 境界部の土砂搬出状況等を確認。
R8. 2. 27	●福岡市東部下水道課へ架電 計画では那珂川市の土砂処分場に搬入する予定だったが、2/11 当日現場に搬入ができなかったため、下請け業者の判断で飯塚市へ持ち込んだとのこと。福岡市が指示したものではない。 2/27、東部下水道課は福岡県農山漁村振興課へ訪問し情報共有しているとのこと。 東部下水道課としては、本来那珂川市へ搬出する予定だったものであるため、住民説明会を開催したうえで、搬入した土砂の全量を撤去する予定。
R8. 2. 27	●県農山漁村振興課、飯塚農林事務所に情報共有（電話連絡）
R8. 3. 3	●現地確認（事業者・県・市・福岡市） ・福岡市は、搬入箇所および搬出箇所を再確認。 ・搬出について 埋立区域内の境界部の搬出に一定程度の進捗はある模様。
R8. 4. 7	●福岡市東部下水道課に架電 全量撤去の日程について確認。 ➡R8. 3. 23 撤去開始、R8. 3. 26 撤去完了 とのこと
R8. 4. 16	現地確認（県・市） ●現地確認前に、飯塚農林事務所において、県・市・事業者による打ち合わせを実施（現地立入には事業者不在） ・搬出状況の確認 次週以降、搬出を開始する予定とのこと。
R8. 4. 24	●現地確認（県・市） ・搬出状況の確認 ・天場、浦田側法面の確認 ・浦田側沈砂池の確認

事業の経過 (筑穂元吉土砂埋立事業)

R8. 5. 8	●現地確認（県・市） ・搬出状況の確認 ・天場、浦田側法面の確認（法面の整地を確認） ・浦田側水路の確認（水路横の草刈りを確認）
R8. 5. 14	●現地確認（県・市） ・搬出状況の確認（野見山側の土砂の持ち出しを確認） ・天場の確認
R8. 5. 28	●現地確認（県・市）※県農林、県農山、市環境 現地を確認。 土を扱った様子は見られるが、大きな変化は見られず、土砂を新たに搬入した形跡はないことを確認した。
R8. 6. 4	●現地確認（県・市） ・搬出状況の確認（野見山側の土砂について大きな減少は見られない） ・天場の確認 ※県から、開発事業地側の土砂を土砂埋立事業地側に移動させることがないようあらためて指導。
R8. 6. 11	●現地確認（県・市） 搬出状況に変わりはない。
R8. 6. 18	●現地確認（市・県） 前回確認時と比較し、場内は整備された印象を受け、野見山側の土砂が一部減っている印象を受けた。
R8. 6. 25	●大雨による現地立入（市・県・事業者） ・昨日からの大雨により、事務所側沈砂池の浚渫を実施済。農林事務所より、本日、営業終了後に再度浚渫するよう指導。 ・地表がぬかるんでいたため、上部への進入不可。 ・浦田側水路蛇腹排水口から濁り水はなかった。
R8. 6. 26	●大雨による現地立入（市・県） ・オペレーターが重機による作業中。 ・浦田側法面については、特段変化なし。蛇腹排水口についても濁り水はなかった。

事業の経過 (筑穂元吉土砂埋立事業)

R8. 7. 2	●大雨後の現地確認 ・先日、中止命令看板横から土砂が流出していた部分については、登り坂に水みちを作っていたが、土堤の修復には至っていなかった。 ・浦田側沈砂池については、正常機能していた。 ・浦田側法面についても、異常は確認されなかった。 ・県より、中止命令看板横の土堤修復作業を実施するよう事業者へ指導。
R8. 7. 6	●大雨後の現地確認（市） ・事務所側登り口付近から事業地内を確認するも、新たな土砂の流出はない様子 ・重機 2 台で土砂撤去作業等を実施中。 ・浦田側も異常なし ●福岡県飯塚農林事務所 林業振興課長宛て 依頼文書 発出 「福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例に基づく筑穂元吉での土砂埋立て事業における福岡県の対応について（依頼）」 ※飯塚農林事務所へ持参
R8. 7. 8	●周辺関係者との協議 ◆近隣住民 2 名、市議 1 名、市職員 3 名 以下について協議 ・事業地における現状の認識について（6 月議会～今日まで） ・今後の現地確認について（立入目的、問題意識等） ・①緊急対策 ②復旧対策 ③防災対策スケジュール ・開発事業地の土砂との関係性 ・自然環境保全対策審議会 ・福岡市持ち込みの土砂について
R8. 7. 9	●現地確認（市・県・事業者） ・先日の現地確認時と比較して、土砂流出等の発生はないことを確認した。 ・先日、中止命令看板横から土砂が流出していた部分については、土堤の修復を行っていた。
R8. 7. 16	現地立入（市・県・事業者） ・先日の現地確認時と比較して、土砂流出等の発生はないことを確認した。 県から事業者に対して下記指導がある。 ・吹付を行っている水路側の土砂を撤去し水路を復旧すること。 ・大雨の復旧作業中も中尾側の土砂を野見山側に移動させないこと。

事業の経過 (筑穂元吉土砂埋立事業)

R8. 7. 23	現地立入（市・県・事業者） ・先週の現地確認時と比較して、土砂流出等の発生はないことを確認した。 ○県から下記指導がある。 ・9月頃の台風シーズンに備え、対応を行うよう指導がある。 ・盆前までに水路の土砂を撤去すること。 ・搬入禁止の標識（嘉穂区側）周辺の土砂が乾き次第、看板付近の土堤を高く整え、大雨時にも嘉穂区側への土砂の流出が発生しないようにすること。 ・次回現地確認時に、いつまでにどのような工程で作業を行う予定か報告を行うこと。 ・日鉄側の法面の修復作業時に、看板や杭を抜く場合は必ず農林事務所に連絡をすること。
R8. 7. 30	●現地立入（市・県・事業者） ・搬出状況及び大雨に起因する土砂流出の復旧作業の進捗について確認 ・日鉄側の法面については、法下の部分の土砂の撤去を行っていることを確認 ○県から下記について指導 ・台風の接近が予想されるため、嘉穂区側の土堤等を修復し、大雨が降った際に土砂が流出しないよう対策を行うこと。 ・開発事業地側の法面修復に時間がかかる等の理由で土砂埋立て事業地側の対応が遅れることがないようにすること。
R8. 8. 3	●近隣住民へ架電 現状について報告 ・大雨後の場内の作業は若干進んでいる印象を受けたが、土砂流出している水路の浚渫作業等は進んでいない。 ・まずは、崩れた土堤を修復することが先決で、その後、水路下流部分から作業を進める計画であることを説明。 ・盆までに作業を実施するよう県から指導があっていることを説明。
R8. 8. 6	●現地立入（市・県・事業者） ・搬出状況及び大雨に起因する土砂流出の復旧作業の進捗について確認 ・嘉穂区側の土堤の整備を確認 ・嘉穂区側水路の一部の浚渫を確認 ○県から下記について指導 ・事業者が盆休みに入っている間に急な雨が降った場合に備えて対策を行うこと。

(公印省略)

8 飯環整第 277 号

令和 8 年 7 月 6 日

福岡県飯塚農林事務所

林業振興課長 様

飯塚市市民環境部長

田中 善広

(環境整備課)

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例に基づく
筑穂元吉での土砂埋立て事業における福岡県の対応について（依頼）

時下、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より飯塚市政に対し、多大なるご支援ご指導等を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、下記の土砂埋立て事業につきましては、貴職より、事業者に対して令和 4 年 8 月 5 日付けで、「防災対策工事の措置命令」及び「土砂搬入の中止命令」が発出されており、現在も、土砂搬出及び防災対策工事の迅速対応等について指導していただいていることと存じます。

しかしながら、本年 6 月下旬の大雨の影響により、事業地外への土砂流出は発生しておりませんが、事業地の一部が崩壊する状況となっており、今後も大雨等の影響が懸念され、周辺住民の不安も高まっていることから、一日も早く事業が完了するよう、より一層の指導強化をお願いいたします。

また、当該事業地に隣接して、都市計画法に基づく開発行為に係る造成工事が実施されておりますが、当該事業に対して上記のとおり措置命令、搬入中止命令が発出されている現状に鑑み、今後も、関係部署間で緊密に連携して対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 事業地 飯塚市筑穂元吉 872 番 33

2. 事業者 野見山産業株式会社 代表取締役 野見山 次郎

【R8.6.11】



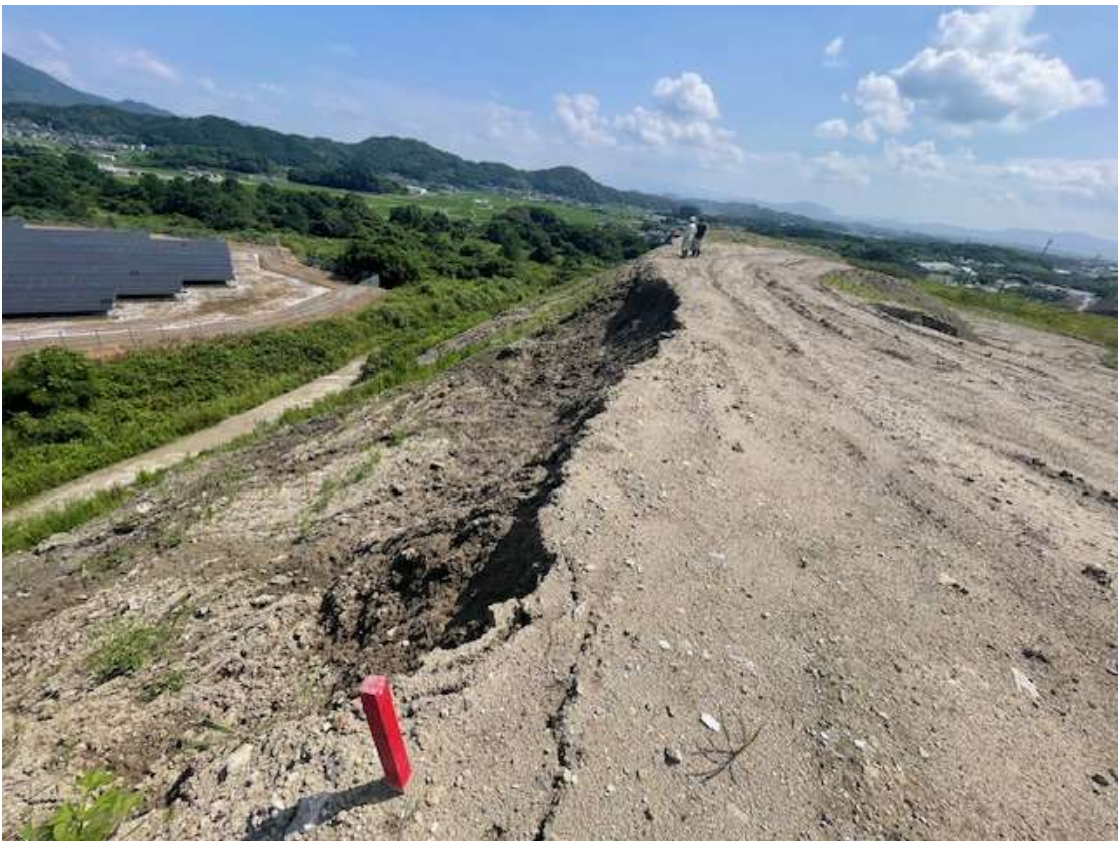
【R8.7.9】



【R8.6.30】



【R8.7.9】



【R8.6.30】



【R8.8.6】



【R8.6.30】



【R8.8.6】



資料2

桂川町における
産業廃棄物処理施設設置事業について

・時系列【2-1】

事業の経過 (桂川町における産業廃棄物処理施設設置事業について)

年月日	内 容
R8.2.21	桂川町議会主催 学習会参加
R8.4.15	県廃棄物対策課へ架電 ・ 前回確認時（3/2）以降の進捗について確認。 ・ 事業者から環境調査書（案）の送付があっているとのこと。内容の疑問点について、県から事業者へ 3/26 付けでメールを送付しているが現在のところ回答はあっていないとのこと。 このやり取りを繰り返し調査書が固まった時点で必要書類をそろえて提出の流れになる予定とのこと。
R8.4.25	桂川町議会主催 学習会参加
R8.6.1	県廃棄物対策課へ架電 前回確認時（4/15）以降の進捗について確認。 3/26 付けで県から送付したメールについて、5 月に入り事業者側から回答があったとのこと。現時点で申請ができる段階ではなく、県から事業者へ疑問点の送付を行うとのこと。
R8.6.15	県廃棄物対策課へ架電 ・ 前回確認時（6/1）以降の進捗について確認。 ・ 進捗なし。
R8.7.27	県廃棄物対策課へ架電 ・ 前回確認時（6/15）以降の進捗について確認。 ・ 環境調査書の提出前協議段階で変わりはないとのこと。